

議案第 1 2 号

職員の結核休養に関する条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 2 月 1 7 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

職員の結核休養に関する条例を廃止する条例

職員の結核休養に関する条例（昭和 3 3 年墨田区条例第 1 6 号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による廃止前の職員の結核休養に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により休養中の職員（旧条例別表に規定する普通休養期間に係るものに限る。）については、当該職員に適用されている普通休養期間から当該職員が既に休養した期間を控除した期間内に限り、なお従前の例による。この項前段の規定の適用を受けたことにより当該休養に引き続いて休養を要する職員についても、同様とする。

（墨田区職員定数条例の一部改正）

- 3 墨田区職員定数条例（昭和 4 6 年墨田区条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項及び第 3 項中「、結核休養」を削る。

（墨田区職員定数条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 付則第 2 項の規定によりこの条例の施行の日以後も引き続き結核休養の承認を受ける職員の定数に係る取扱いについては、前項の規定による改正後の墨田区職員定数条例第 2 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(提案理由)

結核性疾患を取り巻く状況の変化に伴い、職員の結核休養制度を廃止する必要がある。